

令和5年度第2回静岡県障害者施策推進協議会
令和5年度第2回静岡県障害者差別解消支援協議会
会議録（合同開催）

令和5年11月24日（金）
障害者働く幸せ創出センターAB会議室

午後1時30分開会

○市川障害者政策課課長代理 それでは定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回静岡県障害者施策推進協議会及び第2回静岡県障害者差別解消支援協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます障害者政策課の市川でございます。よろしくお願いいたします。

本日の協議会は公開で開催いたします。傍聴を希望される方は定員5名まで入室可能となっております。また、協議会終了後、議事録を県障害者政策課のホームページ上に掲載させていただきますので、御承知おき願います。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、静岡県健康福祉部障害者支援局長の石田から御挨拶申し上げます。

○石田障害者支援局長 皆様こんにちは。障害者支援局長の石田です。

本日は、お忙しい中、令和5年度第2回静岡県障害者施策推進協議会、それから令和5年度第2回静岡県障害者差別解消支援協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃より、本県の障害福祉施策の推進にご理解と御協力をいただいております。この場をお借りして、重ねてお礼申し上げます。

県におきましては、「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づきまして、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しているところであります。本日は、このプランを構成いたします障害福祉計画、それから障害児福祉計画。こちらの次期計画の策定のために、8月に開催いたしました第1回静岡県障害者施策推進協議会に

引き続きまして御協議をいただくものであります。

さらに本日は、障害者差別解消法の改正を踏まえた障害者差別解消条例の改正についても、障害者差別解消支援協議会を併せて開催させていただきまして、御協議いただくことになっております。本日御協議いただいた後、パブリックコメントを行いますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を本日は伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

そのほか、「障害者週間啓発事業」について、「障害を理由とする差別解消推進県民会議の開催」について、「富士見学園の民営化」、それから「第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定」、「第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の策定」などについても、御報告をさせていただきことになっております。2つの協議会を同時に開催することで非常に多岐にわたる議事内容となっておりますが、どうぞ皆様方にはよろしくお願いたします。

簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○市川障害者政策課課長代理 本日でございますが、施策推進協議会11人、差別解消支援協議会13人の委員の方に御出席いただいております。静岡県障害者施策推進協議会条例第4条第2項及び障害者差別解消条例施行規則第5条第2項に定める会議の開催要件を満たしておりますので、御報告いたします。

池谷委員、西尾委員、三浦委員、山本委員におかれましてはWebによる参加となっております。

松永委員、苦竹委員、小林委員は欠席となっております。

そのほか、幹事、事務局職員につきましては、お手元の名簿、座席表にて紹介に代えさせていただきます。

なお、議事に入る前に1点お願いでございますが、本日は障害のある方にご参加いただいている関係で、御発言の際は、お名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。

以降の議事進行につきましては、増田会長にお願いたします。増田会長、よろしくお願いたします。

○増田会長 増田でございます。本日進行を務めますので、どうぞよろしくお願いたし

ます。

一言御挨拶をさせていただきます。

昨日、静岡大学で教育学部の研修がございました。テーマが「教育・医療・福祉の連携について」ということで、基調講義をさせていただきました。当初依頼をいただいたときは、てっきり研究者の集まりだと思いましたが、ライフワークにしております複合的なニーズに対する目標指向的なアプローチといったようなことで、かなり理論的な組立てをしてまいりました。ところが、会場に参りますと8割方は若い学生さんで、「これは困った」と思いました。ともかくシナリオを書き換えまして、若い学生さんたちに何か大切なメッセージを丁寧にお伝えできればということで、原稿を頭の中で組み直しました。

こういった多職種連携というふうなテーマのときにいつも悩むのは、共通言語、共通感覚のないところでお話しをしても、言葉としては分かって、その内容がなかなかずとんと落ちないところにあります。同じようにそのことも心配しながら、でも、時間を少しゆっくりとかけながらお話をさせていただきました。

終わりましたところで、静大の先生に「反応はいかがだったでしょうか」と聞きましたら、「養護の先生とか特別支援教育の先生とか、あるいはそういったことを専攻する学生さんたちには、かなりいい反応がありましたよ」と慰めていただきました。フィールドがどこかでつながっている、そうした学びをしている学生さんたちには、福祉のテーマ、あるいは障害や病のテーマというのは、意外と身近なところで伝わっているんだという実感を持ちました。400名近い方々が受講されましたけれども、こうした多職種の連携の試みが様々な分野で行われているということ、とりわけ若い方たちの熱気がそこにあったということに、「ああ、よかったな」と思いました。こういった若い人たちとの交流が、これからもさらに広がっていくことを期待しながら帰ってまいりました。

様々なところで多職種の研修というのはあるんですけれども、専門職だけではなくて、これから育っていくだろう多くの若者たちを巻き込んでいくような試みがこれから必要になっていくんだということを実感いたしました。

本日、先ほど局長さんの御挨拶にもございましたが、協議事項、報告事項、大変大切な項目が上がっております。皆様方の忌憚のない御意見をいただいて、施策の中で役立てていただくことができますように願っております。

それでは、まずは1つ目の協議事項ですが、「第7期静岡県障害福祉計画及び第3期

静岡県障害児福祉計画の策定について」。では、事務局から御説明をお願いいたします。

○増井障害者政策課長 皆さんこんにちは。事務局であります障害者政策課課長の増井と申します。本日はよろしく願いいたします。

お手元の資料の1ページにあります資料1をお開きください。

初めに、協議事項のうち「第7期静岡県障害福祉計画及び第3期静岡県障害児福祉計画の策定について」を御説明させていただきます。これ以降、着座にて失礼いたします。

1、概要にありますとおり、本県では、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができるよう、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画を策定しております。このうち今年度は、第7期障害福祉計画等を、今年5月19日に公表された国の基本指針に基づき作成しているところでございます。

1ページの下、2、「スケジュール」にございますとおり、現在圏域の計画を取りまとめている段階でありますので、本日はその中間報告をさせていただきたいと思っております。

なお、数値等につきましては、市町でも検討・調整中の段階のため、今後変更の可能性のあることを御了承いただきたいと思います。

次に、2ページをお開きください。

このページ以降が、各市町から報告のありました計画数値等を集計した次期計画の素案となります。項目が多いため足早での説明となりますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、サービス提供体制の整備に係る全7項目の成果目標について御説明いたします。

初めに、1、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」ですが、県全体の集計として、入所者数の削減については国の指針である5%を下回る集計数となりましたが、地域移行者の累計数につきましては、国の指針である6%を上回る数値となっております。これは、人口が県内で一番多い市で入所者数の削減目標が0だったということが大きく影響しております。その市では、現行計画の実績として、地域移行者の累計数については国の指針である6%を上回る見込みであるものの、施設入所を必要とする待機者が約300人いることを背景に、入所者数についてはむしろ増加したという状況がございます。これを踏まえ、次期計画では、入所者数をこれ以上増やさないということを目指しております。

次に、2、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、

国の指針と同じか、それを上回る目標値を設定しております。

次に、3、「地域生活の充実」の（1）につきましては、各市町での地域生活の安心感を担保する仕組みとして、令和8年度末までに34の市町で地域生活支援拠点等を確保する予定となっております。

（2）につきましては、今回、新規の成果目標項目として国から示されたものでございます。強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズ等を把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を令和8年度末までに32の市町で整備する予定となっております。

続いて、3ページをお開きください。

4、「福祉施設から一般就労への移行等」につきましては、就労系サービスによる就労移行者数や就労定着支援事業に係る目標について、いずれも国の指針を上回る数値となっております。

次に、4ページをお開きください。

5、「障害児支援の提供体制の整備等」につきましては、6つの項目がございます。（1）から（3）までについては、各市町で必要な提供体制を整備、確保していくこととなっております。（4）から（6）については都道府県での目標設定項目となりまして、（5）と（6）は、今回新規の成果目標項目として国から示されたものでございます。（4）については体制確保、（5）、（6）につきましては設置を図っていくこととしております。

次に、5ページをお開きください。

6、「相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保」の（1）につきましては、令和8年度末までに33の市町で基幹相談支援センターを設置する予定となっております。

（2）につきましては、今回新規の成果目標項目として国から示されたものです。令和8年度末までに34の市町で体制を確保する予定となっております。

7、「障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」につきましては、令和8年度末までに32の市町で体制を確保する予定となっております。

以上の成果目標につきましては、その達成に向け、引き続き圏域自立支援協議会等を通じ、各市町への支援や働きかけを行ってまいりたいと考えております。

続いて、6ページをお開きください。

各サービスの利用見込みである活動指標を、6ページから8ページにかけて一覧でお

示しております。

6 ページ及び7 ページは、訪問系、日中活動系、居住系の各サービス及び相談支援でございます。施設入所支援を除き、全てのサービスで毎年数パーセントずつ利用が増えていく見込みとなっております。

また、この中で現在「調整中」とさせていただいている箇所がございます。これは、生活介護、短期入所、共同生活援助の各サービスについて、国の基本指針で「重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい」とされているところ、個別に設定する方法や重度障害者の定義が国から示されていないことなどから、その設定方法について現在調整を行っているものでございます。

なお、施設入所支援の数値につきましては、一部の市において報告数値に誤りがあったことが判明したため、現在見直しを依頼しているところでございます。

次に、8 ページをお開きください。

こちらは、児童通所等の見込みでございます。こちらについても毎年数パーセントずつ利用が増えていく見込みとなっております。

次に、9 ページをお開きください。

(11) は、基幹相談支援センターの設置が令和6年度から市町村の努力義務となることを踏まえて、新規の活動指標項目として国から示されたものでございます。

次に、10 ページをお開きください。

成果目標や活動指標を踏まえ、各法人における整備予定や各市町において整備を促進する事業所等を把握し、基盤整備計画として整理したものでございます。圏域ごとの数値に基づきまして、今後、各圏域や市町において体制確保に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上が、次期計画の現状における数値のまとめとなります。

続いて、11 ページから13 ページにつきましては、前回の協議会において報告いたしました現行計画の令和4年度実績数値をまとめているものでございます。こちらは参考までにごらんいただければと思っております。

冒頭御説明いたしましたとおり、成果目標等の計画数値は各市町から報告のあった数値を集計したものとなっております。サービスの提供体制の観点から、各計画項目について広く御意見を賜ればありがたいと思いますので、御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

説明は以上でございます。

○増田会長 御説明ありがとうございました。

それぞれのお立場でたくさんのことについてのお気づきがあるかと思うんですが、ランダムで結構でございますので、御意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○小倉委員 静岡県聴覚障害者協会の小倉と申します。ろうあ者です。手話通訳を通じて意見を述べさせていただきます。

以前、9月の協議会は、私、都合で欠席をしまして失礼いたしました。5の(4)の難聴児支援、それとあと5ページの6、「相談支援体制の充実」という、ここの2点について質問いたします。

難聴児支援について、残存聴力を利用した口話活用という訓練のイメージが「難聴児支援」という文字からはするのですが、難聴児の中には、全くのろうで手話を言語とする子供も含まれているのかということについてお伺いしたいです。ろう児への支援の方法という考え方は、この中に含まれているのでしょうか。

もう1つ、相談支援体制というところですが、各障害それぞれに専門の支援員みたいなものをイメージされているのでしょうか。その場合、ろうの場合は手話による専門員が必要になるかと思えます。そのあたりのことをお聞きしたいです。

○増田会長 大変大事な御指摘をいただきましたが、これは事務局でお答えになることは可能でしょうか。今即答できなければ、また後で丁寧に御説明いただくことも可能だと思いますので、その辺は臨機応変にしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○増井障害者政策課長 障害者政策課長、増井と申します。よろしくお願いたします。

私のほうからは、資料の5ページ、6の「相談支援体制」のところのうち、「基幹相談支援センターの設置」につきまして御説明させていただきたいと思えます。

まず、ここの「基幹相談支援センターの設置」につきましては、国のほうで指定しております機能を基幹相談支援センターとして定義しているんですけども、その県内各市町の令和8年度までの設置状況を計画で定めていくものでございます。今委員から御質問がありました、実際ろうの支援の相談員の方がいるかどうかにつきましては、各市町の状況、施設の整備体制によって、全部が整っているかというところまで全て網羅しているかというところまで踏み込んだ内容にはなっていない、ちょっと確認できないというところもございまして、今現在で明確なお答えはできないんですけども、基本

的には、基幹相談支援センターとして位置づけたセンターを県内どれだけの市町に令和8年度までに設置予定かというものを計画に示しているものでございます。

説明は以上となります。

○増田会長 市町村からの、ある意味では施策の積み上げのデータなので、特に今県として云々というふうなことは、なかなか「こういうふうにやります」とはちょっと言えないという御説明だったと思います。とはいいまして、こういった御提案が、今後の施策、取組に大変重要だということですので、そのあたりの意義づけについて、小倉様のほうから少し御説明をいただけるといいかなと思いますが、どうでしょうか。

○小倉委員 聴覚障害者協会の小倉です。

私どもは、静岡県から相談支援事業というのを受託しておりまして、年間100件ぐらいの対応件数があるんですけど、いろんな相談を受けていく中で、こちらにもいろんな悩みがあります。でも、そういうときに、やはり聴こえないという経験を持った上での相談機関とのつなげというのがあるんですね。行政のところにはたどろあ者が1人行っただけですと、その聴こえないという聴覚障害の部分を中心に把握したつなぎができるのかというところが、不安なものがあります。手話通訳がいるからできるということでもないと思うんですね。当事者同士だから、聴こえないということを深く分かって支援ができるというものもあります。

私どもは相談支援の委託を受けているんですが、こちらのこの基幹相談支援センターの事業についてちょっと深く知らないものですから、設置をされたら、あとは手話通訳をつけて「行ってもらえば大丈夫」というような内容の相談にはならないかと思ひまして、そのあたりを質問させていただきました。

以上です。

○増田会長 ありがとうございます。

大変本質的なところを御指摘くださっていると思うんです。手話通訳だけが問われているわけではなくて、こうした聴覚等も含めた多様な障害に対する理解を持った相談体制が今後ともきちんと組めるかどうか。そして、市町はきちんとそのことを認識をした上で努力をしていくことができるかどうか。こういったことを今御指摘になったのではないのかなと思います。基幹相談を置けばそれで十分に相談体制が取れたというわけではないのではないかと、その辺は本当に重要なところだと私も思います。

○石田障害者支援局長 障害者支援局長の石田です。

先に質問のありました、4ページの5の(4)の難聴児支援の件です。

御指摘のとおり、人工内耳からの音声獲得、言語の支援が、今の体制整備で中心になっております。国の補助事業をこの体制整備でしており、当然手話の支援の観点も、国から入れるようにと御指摘いただいているところでもありますので、障害者支援局としても、そのような体制になるように参画していきたいと考えております。

○増田会長 ぜひそのような方向で、また御尽力くださればというふうに思います。

手前みそですけれども、私が勤めている大学のほうでも聴覚障害の学生さんが少し増えたところで、県の御協力もいただいて様々な体制整備に努めています。先だって、沼津のろう学校の先生や生徒さんが大学をお訪ねになって意見交換をすると、「いやいや、体制整備、環境整備をしたから教育が充実するとはいけない」と。いかに個別に教育の様々な場面や機会を通して私どもがそこをしっかりと調整していくか。そこを忘れていくと当事者の方が置き去りになってしまうというふうなことを、ある意味では実感をいたしました。今の小倉様の御意見は、そのあたりをしっかりと認識の中に置いてほしいということではないかというふうに思います。

○大石委員 大石といいます。よろしく申し上げます。

2ページの3の「地域生活の充実」の(2)「強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実」がこういうふうな形で上がってきて、とても期待を持っております。

今私も、何人かの強度行動障害の在宅の子供さんと関わりを持っているんですが、本人もとんでもなく大変な状況で、御家族ももう本当に大変な状況があって、ちょっとでも何かということで、いろいろみんな相談をしているんですが、これは新規事業ということで、何を整備していくのかというのをちょっと伺いたいというふうに思いました。

それからもう1つは、6ページの訪問系サービスのところです。今申し上げました強度行動障害の子供たち。成人の方もそうなんですが、1つの支える武器として行動援護があると思うんですけれども、実は私、今中東遠圏域に在住してまして、少し関わりを持たせていただいているんですが、私が知る限りでは、訪問系サービスが、事業所が足りない、ヘルパーが足りないということで、ほとんど満足に機能していないというのが実際のところかなというふうに思っています。

ここについては、事業所任せとか市町任せということではなくて、何か県として、ひとつ対策を打っていただかないと、このままでは、この計画の目標の数値がありますけれども、本当にこの数字でいくのかなというか、この数字自体も低いなと思うんですけ

ど、地域生活を支えるという意味で非常に心配だなというふうに思っています。この辺についての県としての意見をお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○増井障害者政策課長 障害者政策課長、増井でございます。

大石委員から御質問がありました、まず最初の1つ目のところでございます。2ページの(2)「強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実」というものが、先ほども御説明させていただいたとおり、今回新たな項目として加えられたところでございます。

国の指針の中では、「令和8年度までに強度行動障害を有する障害者の情報や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備」というふうに示されているところがございます。ですので、支援ニーズの把握と地域関係機関が連携した支援体制の整備という大きく2つの項目に分かれると、国からは、この指針の中で、今御説明させていただいた内容のところしか示されていないくて、明確な考え方や、どういうふうにすればいいかという具体的な例等は今の段階では示されておりませんので、例えば、どのような事業所がどういったニーズの方を支援する必要があるか等を把握して、今後、地域の協議会や相談支援事業所等の会議の場で協議・検討していくことが考えられますが、まだ具体例が出てきていないものですから、今後国から具体的なものが示されましたら、市町と情報を共有して、具体的な整備——先ほどもございましたとおり、ただ数字だけではなくて、内容のほう、質のほうも強化してまいりたいというふうに考えております。

2つ目のところでございます。事業所が足りないとかヘルパーが足りないというようなどころでございますけれども、資料の6ページは利用者数の見込みというところで、先ほども御説明しましたけど、一部のサービスについては調整中というところで、重度の障害者の方、その中には強度行動障害を有する方というの也被含れているものですから、ここの中で、どれだけそういう方の今後の人数等が推計できるかというのはまだ調整中でございますけれども、県といたしましては、実際ヘルパーが足りないということにつきましては、先生もご存じのとおり、強度行動障害の研修を開催しておるものですから、その研修を通じて、できるだけ多くの福祉事業所の職員の方に、行動障害の特性を理解した人材の育成を県のほうとしては努めていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○増田会長 今のところは、国のこういった方針を踏まえて市町の様々な施策への積み上

げを行っていて、今後これを実態に合わせて調整していくといったスタンスだというふうに思っています。

ただ、今、行動障害のことをお話しになったときに、例えば池谷様は、日中サービス支援型のお話をいつもこの場でされるんですけど、ここでいえば10ページに、静岡市が20という数が上がっていますね。

○池谷委員 事業所数ということが、その「設定方法」の③に書いてありますよね。この34という数字は、34の事業所数というように読むのですか。

○増田会長 先日東部で、この日中支援型のヒアリングを2つやったんです。1つは、重症者、医療的ケアを必要とする方たちのグループホーム、もう1つ強度行動障害の方たちを受け入れているグループホームだったんです。ヒアリングのときに私は、2つの障害種別については「事前アセスメントをしっかりとやって受入れをしていかないと命に関わりますよ」と申し上げました。けれど、ほとんどアセスメントはパスなんですよ。

日中支援型が静岡市は特に多いと聞いているんですが、池谷様は、この日中支援型が持っているサービスの在り方。特に重症、重い障害の方たちを受け入れていくための受け皿になっているということについては、どんなふうにお考えになられますか。

○池谷委員 いつも同じような発言で申し訳ありません。グループホームは、この日中サービス支援型も含めて、まだ制度的に未成熟なところがあって、強度行動障害の方とか介護度の高い人の受入れがまだまだできにくい制度になっているかなと思っています。

そういう中で、株式会社を筆頭に日中サービス支援型のグループホームをやっているわけですが、今会長が言っていたような形で、何でも受入れをしていかないと利潤が上がらないということなのかどうなのかよく分かりませんが、とにかく事前のアセスメントなしにどんどん受け入れていただいている。それは、ある意味ありがたいのですが、別の面としては、支援の中身が、本当に大丈夫なのかなというように形でしか提供されていないのではないかなと思っています。

ですので、まずは入所施設ではなくて、このグループホームでやっていくということならば、その辺の制度の在り方も、まずはもっと重度の方の受入れができるような体制にしていかないと、今のような形でしかグループホームが成り立っていないように思っています。

○増田会長 大石先生、先生の質問はサービスの質の面だというふうに思うんですね。「重い障害の方たちへの質の担保がちゃんとできていますか」ということの質問だと思った

ので今池谷様のほうに話を向けましたが、先生はどんなふうにお考えになりますか。

今のようなことも含めて、強行の人たちを受け入れていく受け皿づくり。制度が進んでいくという一面と、なかなかそれが、その実態に即した質の保証になっていないということについてはどう思われますか。

○大石委員 今のグループホームの制度で強度行動障害の方を受け入れるのは、恐らく無理だろうと思っています。あと、生活介護なんかでも、時々訪問させてもらって見せていただくんですけども、もう完全にマンツウで、なおかつ集団の中では本人が辛いので、別室であったりとかいう中での日中活動になっています。ですから、小さいエリアでそういう強度行動障害の方が重なってニーズが出たとき、とてもじゃないけど1つの生活介護の施設の中で強度行動障害の方を2人も3人も受け入れられないというようなことで、いつも地域の中で、「じゃ、どこが担うんだ」というような、たらい回しじゃないですけども、そういうことがずっと続いて今日に至っているかなというふうに思っています。

先ほど課長さんおっしゃってくれたように、強行の研修ももう随分長いこと継続していただいているんですけども、やっぱり仕組み。人材だけ増やしても、簡単に言えば、マンツウでつけるような体制でないと追いついていかないという現実があるかなというふうに思っています。

○増田会長 育成会の山本様は、どんな御意見をお持ちでしょう。

○山本委員 やはりグループホームは、先ほど池谷さんがおっしゃられたとおり、よその株式会社の人たちが外部から来てつくっているものがあって、「じゃ、重度の方、入っていいですよ」と言われて、蓋を開けてみたら区分3の人もいるし、非常ベルを鳴らすところだって、立って歩けるような人たちの高さのところにあるとか何かめちゃくちゃで、あと募集人員、働き手ですよ。働き手の募集要項を見てみると、「資格はなくていい。経験もなくとも大丈夫です」という募集の仕方があるというのを聞いたことがあります。そういう人たちに、強度行動障害のある方や重度の方を見てくれって、それは見られるわけがないので、そういったところからやはり変えていただきたいと思います。

グループホームも欲しいし、ショートステイもないし、デイサービスもないし、本当にこの重度の方々の行き場というのが今とてもないといったところで、育成会の中でもそれはすごく困っているといったところです。

お答えになっていなかったらすみません。

○増田会長 関連して、御意見ございますでしょうか。篠原様、いかがでしょう。

○篠原委員 静岡県自閉症協会の篠原です。今池谷さんや大石さんが言ってくくださったこととちょっと重複してしまうかもしれないんですけども、自閉症協会として御意見を言わせていただきます。

強度行動障害の方のお話ですが、ほとんどが自閉症の方かなと思うんです。現在、本当に強度行動障害の方で受け入れてくれるところが、児童の場合は磐田学園さんがあると思うんです。けれども、成人の方を受け入れてくださるところが、グループホームでたまに受け入れてくれるとは思いますが、本当に施設とかで受け入れるところが今ありません。自閉症協会の親の方たちは結構切実で本当に困っているんです。この後富士見学園の話が出てくるかと思うんですが、富士見学園は県の施設ということで、今現在話で聞くところによると、特別支援学校の卒業生を直で受け入れることが多いという話を聞いています。卒業生も大事だと思うんですが、現在成人で本当に困っている方を受け入れてくれる施設として存在していただけないかなということで、自閉症協会としましては考えています。その辺は御検討いただけたらなと思っています。

あと、7ページの日中系サービスの、先ほどのグループホームの件なんですけれども、この「うち重度障害者」というお話があるんですけども、この重度障害者の定義というのは、やっぱり区分として5とか6とかの方のことを言うんでしょうか。先ほどもずっとお話しして下さってはいるので、ほとんど伝わっているかなと思うんですけども、身体系の障害の方か、自閉症の方か、強度行動障害かということで支援の在り方が随分変わるかなと思うんです。なので、日中の支援の在り方の充実というんですかね。その辺を考えていただけたらなと思います。

あと、8ページの「発達障害者に関する支援」というところ。真ん中あたりなんですけれども、ここにペアレントメンターのこと、あとピアサポートのことが書いてあると思うんですけども、ペアレントメンターはあくまでも親なので、専門家ではないというところ。もしかしたらアドバイスが、正しいかどうか分からないと言ったら失礼かもしれないんですけども、ちょっとそういうところの危険性というか、そういうのがあるということと、あとピアサポートに関してなんですけれども、自閉症の方はピアサポートは難しいかなというのは、ちょっと親のほうの意見——親同士がというのだったらいいと思うんですけども、ご本人さんというのちょっと難しいかなというふうに考えております。

○増田会長 先ほどの重度障害者の「調整中」となっている意味が1つありまして、国の定義がはっきりしないので、市町に対してもそのあたりのデータの集積がなかなか難しいというふうには聞いておりましたが、それで間違いないですかね。

○増井障害者政策課長 障害者政策課長でございます。

今会長からもお話がありましたとおり、今回の計画から、ここの「うち重度障害者」という項目が入りましたが、国の今示されている基本方針の中では、重度障害者について、「個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい」と規定をされておりまして、具体的にはどうかというと、先ほどから出ている「強度行動障害者と高次脳機能障害者、医療的ケアを有する者について数値を設定することが望ましい」とされておりまして、

一方で、重度障害者自体の定義というものは、先ほど御説明させていただいたとおり、国からは示されていないくて、各市町においても、約半数の市町から「個別の人数の把握等が今現在できていないこともあって、将来的な設定も極めて困難である」という回答があったものですから、他県等の設定の状況等も聞き取りをしながら、静岡県として、どういった人数の設定がふさわしいか、適当であるかというところを今協議しているところでございます。

説明は以上となります。

○増田会長 発達障害についてのところは、様々なこれからのシステムづくりの中でもまた御検討くださればというふうに思います。

そのほか、1つ目の議題について、全体を通して何か御意見等があればいただいておりますが、いかがでしょうか。

○山本委員 すみません。大した質問ではないのかもしれませんが、4ページにあります、5の(6)ですね。昨日ちょっとこれを育成会の仲間にも見てもらったんですが、「『障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できる』というのは、どういう取り方をするんでしょう」と。私、育成会の会員に聞かれて答えられませんでした。

○増田会長 確かに日本語としてちょっと解釈に困る表現ですよ。

○池谷委員 すみません。私の読み取りができていないとは思いますが、数値的な目標をつくる際には、何か入所施設かグループホームに入りたい人の人数というのが市町から出てきているのがあるんですよ。それがこういう資料に出てこないというのが、何かちょっとおかしいなと思っているんです。前から言っているように、10年ぐらい前

は500人ぐらいの待機者がいて、今は1,000人ぐらいいますよというのをよく聞いてきたんですけれども、その辺の数値ってどうなっているのかというのをちょっとお尋ねしたいなど。

その中で、支援区分が5、6の人。あるいは行動障害のある人とか介護度の高い人がどのぐらいの割合でいるのか。それが出てくると、この人たちの住まいがどうなっていくのかなというのが見えてくるような気がするので、その辺のところをちょっとお尋ねしたいなと思いました。

以上です。

○増田会長 まず、私の理解しているところでは、市町の数字を積み上げて、これからこれを個別のテーマや課題、施策について市町との調整を県としては図っていくというあたりのプロセスの真ん中あたりかなというふうに思っています。ですので、今の池谷様の後半の質問については、私が代わって言うわけではありませんが、次の課題となるのかなというふうに思っています。でも、最初の山本様の御質問等も含めて、もし県のほうで答えになれる範囲がありましたらいただけたらと思います。

○石田障害者支援局長 障害者支援局長の石田です。

先に育成会の山本さんの御質問です。これは改正児童福祉法の関係ですが、障害児入所施設に18歳以上の方がいらっしゃるということについて、子供の施設に大人と一緒に生活するというのはふさわしくないだろうという議論がありますが、強度行動障害などの理由から大人の施設へ移行できないケースがあります。その点について、大人の施設にスムーズに移行させるような形にしていきたいと思いますという取組のことを指しております。2つ目の件は、この計画自体が市町の計画を積み上げてつくられていると。会長からも御説明があったとおりでですけど、市町のレベルでいえば、根拠に基づいて積み上げをしており、それが圏域の計画、それから県の計画で集計されるものですから、県のレベルだと、先ほど池谷会長がおっしゃったような細かい分析はできませんが、市町のレベルであれば、グループホームが必要だとか、重度の方向けのサービスが必要だという議論がなされるべきであると考えています。

○増田会長 県においては、ぜひこの数字が、PDCAのCのところできっちり調整をいただいて、そしてAのところできちん改善・向上につながっていく。そういった施策になるように、ぜひ県が大きな役割を果たしてくださればというふうに思います。

まだ御意見があろうと思うんですが、実はもう1つ大変大切な条例の改正がございま

す。1つ目の議題で皆様方から本当に貴重な御意見をたくさんいただきましたので、この後まだ御意見等があれば、ぜひ直接県とお話しくださればなというふうに思います。

それで、今策定について事務局案をいただきましたけれども、皆様方、これについては御承認をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○増田会長 特に異議がないと認めて、承認をいただいたということにいたします。ありがとうございます。今後、県として施策を進めていただけるものと思っております。

続きまして、「静岡県障害者差別解消条例の改正について」ということで、事務局から御説明いただきます。

○増井障害者政策課長 引き続き、障害者政策課でございます。次に、2つ目の協議事項でございます「静岡県障害者差別解消条例の改正」について、御説明いたします。お手元の資料の14ページでございます資料2をごらんください。

初めに、改めて障害者差別解消法の改正の概要について御説明させていただきます。

平成28年に、行政機関や民間事業者による障害のある方に対する差別的な対応というものをなくすため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されております。この法律は、令和3年6月4日に改正をされまして、令和6年、来年の4月1日より施行されます。

今回の法改正では、4点について改正されております。1点目、改正法第3条第2項に、国及び地方公共団体との連携協力の責務に関する内容というものが追加されました。2点目、事業者による合理的配慮の提供について、努力義務から義務へと改められました。3点目、差別解消のための支援措置の強化として、国及び地方公共団体が差別に関する相談の対応をする人材の育成と確保のための措置を取るよう明記されました。4点目、同じく差別解消の支援措置の強化としまして、地方公共団体は、差別解消の取組に関する情報収集、整理及び提供に努めるものとされました。以上4点が法改正の内容になります。

今回の法改正等を受けまして、本県の障害者差別解消条例に関しましても改正を予定しております。8月9日に行いました第1回静岡県障害者差別解消支援協議会で御報告しましたとおり、法改正の内容や、令和3年度に実施した関係福祉団体の皆様との意見交換の際にいただいた条例に関する御意見を基に改正案を作成し、この改正案に対するヒアリングを行いました。これが、14ページの3、「団体ヒアリング」に書かせていた

だいたものでございます。障害者差別解消法の制定時に御意見を伺いました41の団体様にご案内をしたところ、書面回答を含めて15団体様より御意見をいただきました。

主な意見としましては、「改正法第14条の内容である人材の育成・確保、改正法第16条の情報の収集、整理及び提供に関しては条例に明記することが望ましい」。また、「『女性であること、男性であること』の記載については、『性別』と記載を変更してはどうか」という御意見をいただきました。

そのような御意見を踏まえて、改めて県で改正内容を検討し、現在4点について改正を考えております。4の「主な条例改正の内容」をごらんいただきたいと思います。

1点目、事業所における合理的配慮の提供につきましては、法改正と同様に、本県条例に関しても努力義務から義務へと改正いたします。義務化に伴いまして、資料15ページから16ページにありますとおり、第9条、「事業者における障害を理由とする差別の禁止」、第10条、「静岡県障害者差別解消支援協議会」、第16条、「勧告」につきましては、全て「合理的な配慮をするよう努めなかった」という記載を「合理的な配慮をしなかった」という記載に変更いたします。

2点目、資料15ページにございます第12条でございますけれども、改正法第14条、「相談及び紛争の防止等の体制の整備」について、団体様等のヒアリングでも、「特に人材の育成に関して現行の条例では記載がなく、差別解消の支援措置の強化として法改正されたことから、条文にも明記をしてほしい」という御意見をいただきました。法改正や団体様等のヒアリングの意見を踏まえて、条例にも人材の育成及び確保に関する内容を明記することを考えております。

障害を理由とする差別に関する相談対応を行う人材は、公正・中立な立場から相談対応を行うとともに、法や解決事例に関する知識、当事者間を調整する能力、連携・協力すべき関係機関に関する知識、障害特性に関する知識等が備わっていることが望ましいと考えられます。

また、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現に資する観点から、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たし、都道府県は、市区町村への助言や、公益的・専門的な事案についての相談支援を行うとともに、必要に応じて一時的な相談窓口の役割を担うことが考えられます。現在本県では、障害者虐待防止・権利擁護研修の中で障害者差別に関するコマを設けて当事者の方から講義をしていただいておりますが、限られた時間の中での講義だけでは法律の紹介等で

終わってしまい、また全市町が受講していただいているというわけではございません。先ほど申し上げた、非常に多岐にわたる知識や能力等を備えている人材の育成・確保が十分にできている状況とは必ずしも言い難い状況になっております。今後は、条例制定を踏まえて、県内市町での情報共有や地域格差をなくすという観点からも、まず各市町障害福祉所管課に対する研修の実施について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目、改正法第16条の障害者差別解消の取組に関する情報の収集、整理及び提供について、こちらに関しても団体様等のヒアリングで協議会への事例提供や件数等を公表しており、「現在も行っている内容であることを考えても、条文に明記した上で今後もし取り組むべきできないか」という御意見をいただきました。こちらに関しましても、資料の16ページの第24条というものを新たに設けまして、法改正や団体様等のヒアリング内容を踏まえて、条例にも情報の収集、整理及び提供に関する内容を明記することを考えております。

団体様等のヒアリングでも御意見をいただきましたとおり、今後も本協議会や各市町記者提供により、相談件数や主な事例提供を行っていくとともに、多くの団体様から県民会議の活用方法について御意見をいただいておりますので、情報共有を行うよい機会と捉えまして、有効に活用していくことができるよう努めてまいります。

4点目、資料の15ページ、第3条になります。これは、今回の法改正に直接関係ある案件ではございませんけれども、第3条、「基本理念」の「障害のあることに加え、女性であること、男性であること」という表現の方法につきましては、団体様等のヒアリングや昨今の情勢等を踏まえて、「性別」という表記に変更することを考えております。

団体様等のヒアリングでは、条文に関する内容以外にも多くの御意見をいただいております。時間の都合で全てを御説明することはできませんので、資料の17ページから22ページまで、そのときの聞き取りの内容を記載しておりますので、またごらんいただければと思います。

最後に、改正のスケジュールについてでございます。14ページにお戻りいただきまして、最下段の表ですね。5、「スケジュール」をごらんください。

本日、改正案について御審議いただいた後、12月1日から3週間程度パブリックコメントを行いまして、そのパブリックコメントが終わった後は、いただいた意見等を踏まえて最終案を作成し、2月の議会へ条例の改正案の提出を予定しております。その後、

3月末に開催する本協議会にて御報告させていただきたいと思います。

説明は以上となります。改正案に対する御意見を、よろしくお願ひいたします。

○増田会長 ありがとうございます。

それでは、4つの御意見に対する改正内容が大きく3つ示されております。皆様方の御意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○小倉委員 静岡県聴覚障害者協会の小倉です。第12条の相談員のことについてお聞きしたいです。

人材の育成・確保は大変大事なことだと思っております。ただ、身分がどうなるのか、とても気になるところです。確保するのはいいけれども、給料が安い、安く使うということはあってはならないかなというふうに思います。委託の形になるのか、どういう形で採用を確保するのかを、ちょっとお聞きしたいと思っております。

以上です。

○増田会長 このあたりのアイデアはいかがでしょうか。

○増井障害者政策課長 障害者政策課でございます。御意見ありがとうございます。

第12条のところに書かせていただきました人材の育成及び確保につきましては、まず人材の育成等につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、一次的な窓口である市町の職員の方に、今までそれほどコマがなかった差別の解消のところのコマを改めて設けるような形で、人材育成の研修というものを図っていきたいと考えております。

今出ました、確保という点で、新しい相談員を直接採用するなり確保するなりということにつきましては、それぞれの市町で御検討していただく内容と考えております。先ほどのところでも御質問がございましたとおり、基幹相談支援センターで、ろうの方に対する支援、説明がちゃんとできるのかというところも含めまして、市町のほうで適切な対応が取られるよう助言・指導等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増田会長 私のほうから一言。先般、適正化委員会、つまり苦情対応の委員会が、関東甲信越も含めて東京で会合をした折に、本県と同じ状況を抱えていました。それは何かというと、市町や生活保護等を担当される部局が、苦情が上がってくると、そのままストレートに、この適正化委員会の苦情対応のところの電話を教えて、「こちらに相談なさい」ということになることが多い。そうすると、本来その市町や生活保護担当のところでは解決しなきゃいけない問題をこの苦情対応のほうに回してくるというのが、どの

県も今本当に悩んでいるんです。市町のレベルで本来は苦情が上がっているわけですから。苦情というのは、そこでしっかり受け止めていかないと、県レベルの苦情が増えていくだけで、なかなかそこに手を差し伸べることができない。かといって、県レベルで福祉指導課が動くかというところ、それほどに余裕があるわけではない。本当にこの人材というだけではなくて、機関としてのこういった苦情や差別の問題に対する対応力をいかに育成するかというあたりの認識がないと、ただたらい回しにして、思うように当事者の方々の課題が解決できないというのが今の現状かなということが、東京をはじめとした、いわば甲信越も含めたこの辺の議題でした。

どうしたら関係機関がそれぞれが責任を持って、こういった差別事案等について対応できるか。これから苦情レベルで対応できることと、もっと根源的な人権の問題に関わるような、生活問題に関わるようなところと、やっぱりしっかりしていかなきゃいけないのかなということを思いましたので、一言だけ意見を述べさせていただきました。

ほかに、いかがでございましょうか。

ではもう1点ですが、A3判の資料の中に、まさに17ページの1枚目なんですけど、右手のほうに、この団体ヒアリングの1つの意見として、しっかりと合理的配慮を受け止めてくれる機関として、教育機関が挙がっていると私は読んだんですが、このあたりはいかがなんでしょうか。つまり、民間事業者という形で私たちはそこに視点が行きますけれども、実は教育機関が、本当にこの合理的配慮等についての理解と努力をどのぐらい認識されているかというあたり、いろんな子供さんたちが安心して学べる環境としては、このあたりは1つ捉えておく必要があるのかなと思いました。この辺はいかがなんでしょうかね。

○高橋特別支援教育課長 県教育委員会特別支援教育課課長の高橋といいます。御質問ありがとうございます。

合理的配慮の部分が教育機関でどうなのかというところですが、合理的配慮の話は、いろいろな研修の場でもしておりますし、教職員で理解を進めていこうということで行っているところですが、けれども、なかなか今、教員の中も、若手の経験の浅い教員も増えてきている現状もありますので、その辺は全てが対応ができていくかというところ、なかなかできていない部分もあります。ですので、ここは引き続き私たちとしてもやっていかなければいけないところかなというふうに思っているところです。

特別支援教育ということで平成19年からスタートしてはいますが、今では、特別

支援学校だけではなくて、小学校、中学校、高等学校にも支援が必要な児童生徒さんもいるという状況です。我々としては、教育委員会全体でそういうことを意識して進めていければというふうに思っているところです。これまで小学校からということでしたが、今は、幼稚園の段階からもしっかり支援をしていく必要があるだろうということで研究も進めていますので、また合理的配慮のことは、今後もしっかりみんなで共有できるように進めていければと思っております。

答えになっているかはあれですけども、以上です。

○増田会長 さて、ほかにいかがでしょうか。深沢様は、何かこれについての御意見はございますでしょうか。

○深沢委員 難病連の深沢です。私は難病なので、皆様とまた意見が少し違う可能性があるんですけども、一応障害者というくくりの中に難病が入っているというところから御意見させていただければと思います。

これに限らずなんですけれども、さっきの前のやつもそうなんですけど、難病患者で障害者手帳を持っている方については、恐らくこういった支援とかを受けやすいので、今回のこういった話もいいのかと思うんですけど、難病患者で障害者手帳を持っていない患者。私もそうなんですけれども、そういう患者、当事者としては、こういった法律とかが一生懸命改正されてきている中で、私たち難病患者って結局取り残されているのかなという気しかしないというか、そういう思いがあるんです。

例えば、この障害を理由とする差別に関する相談員を増やすとかというところがあるんです。うちは県と静岡市の難病相談支援センターの受託をしているんです。やっぱり「差別を受けた」みたいな相談を受けることがあるんですけど、難病となったときに行政のどこに相談したらいいとか、そういうことがまだ、言い方は悪いですけど、結局たらい回しになってしまうみたいなところがあるので、専門の人材の育成というのが、障害者手帳を持っている方々だけではなくて、難病患者に対しても専門の人材の育成というのを強く進めていただきたいと思うんです。そういったところというのは何か特別にあったりするんでしょうか。

○市川障害者政策課課長代理 障害者政策課課長代理の市川と申します。今、深沢様から御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、難病の方も、障害福祉サービスの対象になったところがございます。難病はずっと治療が必要になってくる方もいらっしゃるものですが、人によっては支援が必要な

場合がございます。その難病の患者さんにつきましても、障害福祉サービスが利用できる制度に現在はなっております。それは手帳に関係なく、難病があることによりまして、その方が何らかの福祉サービスを利用したいということでございましたら、それが現在は利用できる制度になっているというのがまず1点目でございます。

2点目でございます。障害福祉サービスを利用できることが市町のほうにどのような形で情報提供がされているかというご疑問だと思います。県の医療局が難病患者さんの御支援を担当しておりますけれども、医療局の疾病対策課のほうから、各市町の障害福祉サービスの担当課のほうに対して「難病患者さんも障害福祉サービスの対象になっていますよ」ということを御連絡をさしあげているおります。

それから、難病患者さんは、御承知のとおり重症度から外れてしまう方もいらっしゃいまして、「そういう方々も引き続き障害福祉サービスは必要であれば利用できますよ」ということを患者さんにも案内していますし、その旨も市町に、障害福祉サービスを利用したいんだけど、今難病の受給者証を持っていないと。「もしそういう方がいらっしゃる場合にも、引き続きこの方については利用できますよ」ということが分かるものを通知しておるところでございます。

さらに、難病患者さんにつきましては、今度新しい制度ができるようになったものですから、その方が難病を抱えるということでサービスが引き続き受けられるような制度になっていくのかなと思っております。

ただ、おっしゃいますように、もう1つの課題として、例えば私ども障害のセクションと、それから医療、県でいえば医療局の疾病対策課でございますが、難病患者さんにつきましても、困ることがないように、そこにつきましては、同じ健康福祉部の中でございますので、しっかり連携しながらやっていきたいなというふうに思っております。私のほうからは以上でございます。

○**榎田委員** よろしく申し上げます。

そうですね。今事務局のほうから御提案のあった、この改正ということで申し上げますと、それぞれ改正前後の理由が書かれていまして、ここの理由は県としての整理ということになると思いますけれども、それぞれ適当なものと考えております。

以上です。

○**増田会長** ありがとうございます。様々な大事な改正が行われていくということで、さらに義務化されたということが、それぞれの現場にあって、またしっかりと啓発・啓

蒙、あるいは認識をされていきますように、また県としても御努力をいただきたいというふうに思いますが、この改正について、皆様の御承認をいただくことができますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○増田会長 特に御意見ございませんので、御承認をいただいたものといたします。

それでは続きまして、報告のほうに入りたいと思います。

まず、「障害者週間啓発事業」「障害を理由とする差別解消県民会議の開催」「富士見学園の民営化」。それぞれまとめてお願いいたします。

○増井障害者政策課長 障害者政策課でございます。会長からございましたとおり、報告事項のうち、まず1つ目、「障害者週間啓発事業」について御説明させていただきます。

お手元の資料の23ページをお開きください。

県では、12月3日からの「障害者週間」の啓発事業として、12月6日から11日までの6日間、伊勢丹静岡店で障害者週間県民PRイベントというものを実施させていただきます。今年度は、障害者芸術作品や障害者週間啓発ポスターの掲示、障害福祉サービス事業所の製品である「ふじのくに福産品」の販売を行います。

また、各健康福祉センターにおいても、「福産品」やチラシなどの啓発物の配布を実施するほか、各市町においても障害者週間の前後の期間も含め取組を行うなど、県内各地で啓発事業を実施する予定となっております。今後もこうした事業を通じて、障害と障害のある人についての県民の正しい理解と認識を深め、障害のある人の福祉の推進というものを図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、余談ではございますけれども、今回皆様のお手元に配付させていただいた、内閣府が作成した令和5年度障害者週間の啓発リーフレットがあるかと思うんですけど、その2ページ目でございますとおり、今回の「障害者週間の啓発ポスター」、小学生部門の最優秀賞、内閣総理大臣表彰に、県内の浜松市立北浜小学校2年生の釜堀連さんの作品、「いっしょにやってみたいな」が選ばれております。ポスターは、県内各市町、県健康福祉センター、県特別支援学校にお配りしておりますので、皆様のお目に留まった際には、「ああ、県内の児童さんが描いた作品だね」というふうに思っただけであれば幸甚でございます。

なお、ポスターのように皆様の目に留まるものではありませんけれども、障害者週間に合わせて「心の輪を広げる体験作文」というものも募集しておりました。こちら、

高校生部門最優秀賞、内閣総理大臣表彰に、県立掛川東高等学校2年生の佐野夢果さんの作品、「気づきから生まれる誰もが暮らしやすい社会」というものが選ばれております。令和5年度は、本県の児童生徒さんの作品が、ポスター、体験作文でそれぞれ最優秀賞を受賞した年というふうになってございます。

次に、お手元の資料の24ページをごらんください。

資料4、「令和5年度障害を理由とする差別解消推進県民会議の開催」について御説明させていただきます。

1の「要旨」にございますとおり、本県では、障害のある人に対する差別解消推進のため、「障害を理由とする差別解消推進県民会議」を毎年開催しております。令和2年度から昨年度までの3年間は、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、内容や出席者を一部限定する形で実施してまいりましたが、今年度はコロナ前の形態に戻して実施をいたします。

2の「概要」をごらんください。

開催日時は、令和5年11月29日の水曜日13時30分から。場所は、もくせい会館の富士ホールで行います。

内容といたしましては、県民会議の中で差別解消に関し顕著な取組を行っている6組の個人、団体様を表彰するほか、表彰者を代表しまして、株式会社エスパルス様及び学校法人藤枝順心高等学校インターアクト部様から事例の発表をいただきます。

また、分身ロボットを活用した、外出が難しい方の就労支援に取り組む株式会社オリイ研究所様から、その内容について御講演をいただきます。

県民会議につきましては、障害者差別解消条例に係る障害者団体様のヒアリング時にも様々な御意見を頂戴しておりますので、来年度以降、どのような形式、内容で実施することが、この県民会議の目的であります障害のある方に対する差別解消推進に合致するか、今後内部で検討を進めていきたいというふうに考えております。

次に、お手元の資料の26ページをごらんください。

資料5、「富士見学園の民営化」について、御説明させていただきます。

1、「要旨」にありますとおり、県立富士見学園は、令和6年4月に社会福祉法人あしたか太陽の丘様へ移譲し民営化する予定となっており、現在新しい建物の工事等が順調に進んでおります。

新しい施設は、4、「新施設の概要」にありますとおり、鉄骨造2階建ての建物で、1

階にはユニット形式の44の個室など。2階にはリトミックスペース、作業室などを配置する構成となっております。来年度からは、この新しい富士見学園におきまして、あしたか太陽の丘様が、これまで指定管理者として培われた知見を生かし、一層充実した支援を実施していただけるものと期待しております。

なお、先ほど委員の方から、富士見学園の入所につきまして、「特別支援学校からの直接の入所だけではなく、それ以外の方の利用もぜひ」というような御意見があったことは、太陽の丘様のほうにお話しをさせていただきたいというふうに思います。

報告事項の、まず3件の説明につきましては以上でございます。

○増田会長 3件の報告について、皆様方のほうから御意見はございませんでしょうか。

1つ目の啓発事業の中で、以前はオールしずおかの存在も随分役割があったと思うんですが、最近ここに載ってこないんですけど、その辺はどうなんですかね。

○市川障害者政策課課長代理 障害者政策課課長代理の市川でございます。

オールしずおか様につきましては、障害者週間の啓発につきましては、「障害のある方がこういった福産品を一つ一つ手作りで作っていますよ」という啓発品をお渡ししておりますが、この啓発品の共同受注、共同取りまとめという役割が1つ。それから、実際にこの伊勢丹さんの8階で展示する、そこの全体のコーディネートという役割を委託によりお願いしておるところでございます。

以上でございます。

○増田会長 姿が最近見えなかったのでお尋ねをいたしました。他意はございません。

ほかに、いかがでしょうか。富士見学園の民営化に関しては、御意見等ございませんでしょうか。

篠原様、追加で何か御意見ございますか。

○篠原委員 いえ、伝えていただけるということなので、よろしく願いいたします。

○山本委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、「差別解消推進県民会議」となっているんですが、ちょっと私、今までもこれに参加するとか、そういう機会が仕事上できなかったりもしているんです。これは、いつもこのように表彰を行うこと——コロナ禍のときは仕方なかったと思うんですね、表彰だけで。それと、そこでの講演の方なんだけど、何か差別を解消するためという基本のお話。例えば増田先生がしゃべるとか何とかといったようなことというのはされてきているんですかね。何か表彰だけが、いつもちょっと表に出ているような気がするんです。

○増田会長 いやいや、毎回かなりの方をお呼びして御講演をさせていただいています。

○石田障害者支援局長 障害者支援局長の石田です。御質問ありがとうございます。

資料の25ページの「過去実績」のところの開催の概要。(1)が令和元年度、(2)が平成30年度。全体会として開催したのはこの2回なものですから、そのときの講演は、見ていただくと、それぞれ、令和元年度は障害者差別というテーマでやっていただいたり、あと30年度のときは、車椅子ラグビーの若山選手。当事者の方から、御自身の体験、世界を転戦するに当たっていろいろ感じたことですか、そういうようなことでやっていただいております。

なので、これからも同じような形で開催する中で、具体的に、民間の事業者さんに対する合理的な配慮も義務化されるということで、そういう「差別とは何だ」とか「合理的配慮とは何か」という基本的なところの講演などもやっていけたらなというふうに思っております。御意見ありがとうございます。

○山本委員 育成会の中でも「交通機関をつくるに当たって合理的配慮が欲しいよ」とかということがすごく上がっているので、そういったところをここの会議でしっかりやっていただければと思いますので、期待しております。よろしく願いいたします。

○増田会長 そのほか、どうでしょうか。よろしいですか。では、まず報告事項の最初の3点については以上といたします。

この後、あと2つの報告事項でございます。「第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定」「第2期静岡県アルコール健康障害対策推進計画の策定」について、どうぞよろしく願いいたします。

○大石精神保健福祉室長 精神保健福祉室長の大石と申します。よろしく願いいたします。

資料は27ページ、資料6をごらんください。

「ギャンブル等依存症対策推進計画の策定」ということで、この計画は令和2年度末に第1期の計画を策定しておりまして、今年度が計画の最終年度となるため、現在、県の依存症対策連絡協議会で、見直し作業を進めているところでございます。

(1)に「現行計画の基本的な考え方」ということでまとめておりますが、重点目標としましては、「正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防すること」。2つ目に、「予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制の整備」。この2つを重点目標に掲げまして、その下にあります「発生予防」「進

行予防」「再発予防」といった各段階において基本的な方向性を示しまして、その右にあります「基本的施策」を実施しているところでございます。

2の「次期計画策定の考え方」というところですが、国で基本計画を策定しておりますので、この国で策定している基本計画を踏まえたものとするとともに、県の依存症対策連絡協議会等々で御意見をいただいておりますので、その御意見を踏まえて策定作業を進めているところでございます。

国の基本計画の中では、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加していることを踏まえた対策を図るといったこと。また、その下にあります県のギャンブル等依存症対策連絡協議会の中では、児童生徒への適切な知識の普及が重要であること。また、それと同時に教員の資質向上が必要であるといったこと。さらに、ゲーム障害、ネット依存に関して相談が増加しており、これらはギャンブルと同じ行動嗜癖に当たるといったことで、「ギャンブル依存の入り口になってしまっているのではないか」といった御意見。また消費者相談では、ゲームの課金、「ガチャ」と言われるんですけれども、この相談が増えておまして、低年齢からの消費者教育が重要であるといったことが意見として出されております。

次のページに行ってくださいまして、一番上の県の依存症協議会でも御意見をいただいております。こちらでは、人間関係の悩みですから孤独感を抱えるといったところから依存症に陥ることがあるため、「『こころの健康づくり』も重要である」といった御意見。そのほか、「クロスアディクションの理解を普及させるべきである」といった課題感に関して意見が出されております。

こういったことから、次期計画を検討するに当たりましては、先ほどの国の基本計画と方向性を合わせることで、また、現状の課題観を踏まえた上で今後の方向性を検討すること。さらに、ギャンブル等依存症計画ではありますけれども、ゲーム障害やネット依存に関しても追加をしていきたいと考えております。

3の「次期計画の概要」にありますけれども、こちらは法に基づく県の計画といったことで、令和6年度から3か年の計画となります。重点目標は現行計画から変更しない予定です。

4つ目の「第2期計画における施策体系」には、次期計画における主な取組などを記載しておりますが、「発症予防」の段階のところでは、「普及啓発の更なる推進」ということで、学齢期からのコントロール障害に関する理解促進について、また、「こころの

健康づくりの推進」として、メンタルヘルス対策の推進、孤独・孤立対策との連携を記載しております。また、「ゲーム障害、ネット依存の啓発」ということで、教育関係者、一般県民への理解促進について、現行計画から追加をしようとしているところでございます。

主な変更点は以上となりますけれども、次のページに概要版といったものを添付しましたので、また後ほどごらんいただければと思います。

スケジュールとしましては、12月、年末からパブリックコメントを実施して、年度内には次期計画ということで公表することを予定しております。

続きまして、資料の30ページでございます。アルコール健康障害の関係になります。

こちらの計画も、平成29年度末に第1期の計画を策定しておりまして、ギャンブルの計画と同様、今年度末が計画最終年度となるため、現在、同じく依存症対策連絡協議会において見直し作業を進めているところでございます。

(1)に「現行計画の基本的考え方」といったことでまとめておりますが、基本理念としましては、発生予防、進行予防、再発予防の対策を実施するとともに、当事者や家族が日常生活を円滑に行うための支援を行うこと、また、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑みまして、関連する施策との連携を図ること。これらを掲げております。

また、その下に記載のある2つの重点目標それぞれの達成目標を掲げまして、施策に取り組んでいるところでございます。

施策の方向性としましては、「発生予防」「進行予防」「再発予防」の各段階に応じた取組を進めるとともに、基盤整備として、体制の整備、人材の確保等に取り組んでいるところでございます。

その下の数値目標ですけれども、こちらでは、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒者の割合を低減すること。また、未成年者の飲酒、妊娠中の方の飲酒をなくすことを目標に掲げているところでございます。現在の状況、把握できる中では、現行計画を策定した時点に比べまして、未成年者の飲酒、妊娠中の方の飲酒は、目標は達成していませんが改善傾向にあります。しかし、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒者の割合では男性の数値が悪化しているといった状況にあります。

その下の、2の「次期計画の概要」にありますけれども、こちら法律に基づく計画ということで位置づけられておりまして、計画期間は令和6年度から11年度の6年間の

計画となります。

次の31ページをごらんください。

(1) としまして次期計画の施策体系を示しておりますけれども、現行計画からの主な変更点は、その下の(2)のところにまとめてあります。

「発生予防対策」のところでは、「教育の進行等」ということで、学齢期からコントロール障害について理解を図ること。また、アルコール依存に関する正しい知識の普及のため、厚生労働省が作成する「飲酒ガイドライン」を活用した普及啓発を図るといったところ。また、「こころの健康づくり」ということで、こちらでもメンタルヘルス対策の推進、孤独・孤立対策との連携といったところを追加しております。

2の「進行予防対策」では、(3)のところに、こちらもギャンブルと同じようにクロスアクションに関する理解促進といったものを追加しております。

3番目の「再発予防対策」の中では、アルコール依存の支援におきましては、自助グループや家族など、こういった方とのつながりですとか、地域に戻ってからの支援の継続性が重要であるといったことから、自助グループとの連携について記載をするようにしております。

最後に、今後のスケジュールですけれども、こちらもギャンブル計画と同様に、12月の末からパブリックコメントを実施し、年度内に次期計画ということで公表することを予定しております。

こちらにつきましても、裏面に概要版といったことでまとめておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上となります。

○増田会長 2つの計画策定について、いかがでしょうか。

私の勝手な印象を申し上げて恐縮ですが、隣の韓国は、今ゲーム依存の子供さんたちのかなり深刻な状態に対する対策を取っています。「社会館」というんですけど、日本であれば社協的な組織が、子供たちに対する計画的なプログラムを載せています。アルコールについても、イギリスなんかの場合は、孤独の問題とかなり密接に結びつけて対策を取っているというふうなことも読みますけれども、日本のこのアルコールやギャンブルの話題は、なかなか社会的に見える化されていないという印象を持つんですね。当事者の問題にはなっていない、社会的なレベルの問題になりにくい面があるのかなという印象を持っているんですが、様々なこういった関係機関等の検討においては、このあ

たりはどんな話題になっていらっしゃるのか、お分かりになれば教えてくださいませんか。

○大石精神保健福祉室長 精神保健福祉室長の大石です。

ご指摘のとおり、どうしても狭い世界の中でのお話になってしまいがちなところがあります。依存症の方は、長い期間、その依存物質であったり行動嗜癖の対象から離れなければいけないということで、そのためには、一番は断酒会さんのような自助グループと関わりを持ち続ける。あとは、家族の方もそういった団体とつながりを持ち続けるといったことがまずは大事でしょうということ言われております。それ以上の広い関係の皆様との関係というのは、正直なところ、医療と福祉と自助グループの方にとどまってしまっているのかもしれないかなといったところですよ。

○増田会長 本当はかなり深刻な問題だと思うんですね。ヤングケアラーの問題にもどこかでつながっているところがありますので。でも、なかなか社会的なレベルで議論になりにくい面があるというのは、御指摘のとおりだと私も思います。

そのほか、御意見等ございませんでしょうか。

では、本日私どもに与えられましたそれぞれの協議題、報告事項を終えることができました。皆様、御協力くださいますとありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

○市川障害者政策課課長代理 増田会長、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和5年度第2回静岡県障害者施策推進協議会及び第2回静岡県障害者差別解消支援協議会を閉会いたします。長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。委員の皆様からいただいた御意見につきましては、今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。

なお、次回は令和6年3月28日の木曜日10時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時16分閉会